

令和3年8月27日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に関する本市の考え方について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、国から愛知県を対象とした緊急事態宣言が発令されたことをふまえ、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 基本的な考え方について

(1) 報酬の算定について

感染拡大防止のため事業所以外（利用者の居宅等）において健康管理や相談支援等の「できる限りの支援」を行った場合には、サービス提供報酬及びそれに伴う各種加算の算定を可能とします。

(2) 「できる限りの支援」について

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び障害者総合支援法の趣旨をふまえ、各事業所の創意工夫により実施された支援については「できる限りの支援」が実施されたものと判断します。

その手法については、地域において同一サービスを提供している事業所の支援方法を参考にするなどし、利用者にとってより良い支援が提供されるよう検討をお願いします。

(3) 市への報告等について

個別の具体的な支援方法について、現時点では様式1「新型コロナウイルス感染症に係る事業所外での障害福祉サービス提供予定者名簿」を事前に市へ提出してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

(4) 利用者への対応及び記録について

在宅等での支援を実施する場合には、事前に利用者本人又はそのご家族に対して、支援内容や費用負担など十分な説明を行い、了承を得てください。また、支援にあたっての個別支援計画は、必要に応じて適宜修正し、実際に支援を行った際の記録については、できるだけ詳細に記入し、保存してくだ

さい。

なお、各事業所における支援の実施状況等を確認するため、個別支援計画や支援記録の提出を求める場合があります。その場合は出来る限りの協力をお願いします。

(5) 請求事務について

自立支援給付費の請求については、通常通り国保連合会に請求してください。また、(4)で示した書類の提出は不要とします。ただし、地域生活支援事業費の請求については、請求書提出時に支援記録票などの支援状況が把握できる書類を添付してください。請求書及び支援記録票の提出については、郵送でも可とします。

(6) その他

在宅等での支援を行う場合には、相談支援事業所担当者へ必ず情報提供をお願いします。また、地域で同一サービスを提供する事業所とは活発に情報共有をし、利用者への支援がより良いものとなるようご協力をお願いします。

2 国からの通知との関係性について

厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」など、既に国からの通知が別に出ているサービスについては、その通知に沿った対応を原則とします。

3 その他

(1) 引き続き、サービス提供時には新型コロナウイルス感染症拡大防止のための十分な配慮を行ったうえで支援をしてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず事業所を休止することとなった場合は、様式2「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業所休止に係る届出書」を用いて、書面で市まで報告するとともに、利用者を担当する相談支援事業所職員や地域の他の事業所に対しても情報を共有するように努めてください。

(3) 万が一利用者が新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者と判定された場合には、過去の障害福祉課通知に基づき、その情報を市や相談支援事業所等の関係事業所と積極的に共有してください。

4 有効期間

愛知県が緊急事態宣言区域に指定されている期間中に提供された障害福祉サービス等に対して有効とします。

問合せ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259 (直通)
F A X 0566-74-6789
Eメール shofuku@city.anjo.lg.jp